

平成 30 年度「北播磨観光パンフレット作成事業」企画提案コンペ募集要項

- 1 委託業務 北播磨観光パンフレット作成事業
(委託業務の内容等については、仕様書参照)
- 2 契約予定額 2,000,000円以内(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 3 委託期間 業務委託契約締結から平成31年3月31日まで
(納入期限 平成31年3月15日)

4 応募について

(1) 応募資格

仕様書による業務内容を自ら実施する能力を有し、かつ、次の各項目に該当しない者

- ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 会社更生法に基づく更生手続きの開始の申立て又は民事再生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者
- ウ 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員及び暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 応募書類

区分	書類	様式・記載事項等
応募書類(Ⅰ)	企画提案コンペ参加届	様式1
応募書類(Ⅱ)	企画提案書	任意様式(A4判用紙2ページ以内) ・成果物のコンセプト及び完成イメージ ・成果物の詳細仕様
	表紙デザイン案	1案以上
	ラフスケッチ	1ページ以上作成してください
	過去の実績 (パンフレット2・3部)	応募者が過去に制作したパンフレット類で、予算規模が本件と同程度のもの(主なもの)
	見積書	任意様式 ・契約希望金額の積算を明記してください ・宛名は「北播磨広域観光協議会」とします
	会社概要	任意様式(A4判用紙1ページ以内)

(3) 応募書類の提出部数、提出期限及び提出方法

区分	部数	提出期限	提出方法
応募書類（Ⅰ）	1部	平成30年9月19日（水）必着	郵送、持参又はFAX
応募書類（Ⅱ）	20部	平成30年10月10日（水）必着	郵送又は持参

（注1）持参により提出する場合、上表の日の17時30分を提出期限とします。

（注2）応募書類を期限までに提出しなかった場合、以後本件手続きの対象としません。

(4) 応募書類の提出あて先

北播磨広域観光協議会事務局

（兵庫県北播磨県民局県民交流室県民商工観光課内）

〒673-1431 兵庫県加東市社字西柿1075-2（兵庫県社総合庁舎別館3階）

TEL 0795-42-9447/FAX 0795-42-7535

Eメール kharimakem@pref.hyogo.lg.jp

(5) 説明会について

本件委託業務及び企画提案コンペの実施について説明会を開催しますので、お集まりください。

なお、説明会での回答事項により企画提案コンペの参加を辞退する場合は、必ず平成30年9月19日（水）までに上記応募書類の提出先へ電話連絡を入れてください。

日時：平成30年9月20日（木） 14：00 ～

場所：兵庫県社総合庁舎別館3階3A会議室

5 審査について

(1) 審査方法

ア 企画提案内容の審査は、北播磨広域観光協議会（以下「当協議会」といいます。）が設置する、北播磨観光パンフレット作成事業企画提案コンペ審査会（以下「審査会」という。）において実施します。

イ 審査はプレゼンテーション審査及び書類審査により実施します。

(2) プレゼンテーション審査

次の要領により実施します。

ア 実施日 平成30年10月15日（月）※開始時間は応募者ごとに指定します。

イ 場所 兵庫県社総合庁舎（北播磨県民局）

ウ 実施方法

応募書類及び当日応募者が持参するプレゼンテーション資料により実施します。

エ 審査結果等

審査会は、プレゼンテーション審査及び書類審査において最も優秀な提案を行った者を、本件業務の受託者に指名します。

また審査結果は、プレゼンテーション審査に出席した応募者全員に、書面により通知します。

6 契約について

- (1) 当協議会は、5 (2) エにより審査会の指名を受けた応募者を相手方（以下「受託者」といいます。）として、本件委託業務に係る業務委託契約を締結します。
なお、契約に当たり、受託者から、当協議会の定める様式により「請書」を徴することとし、その作成及び送付に要する費用は、受託者の負担とします。
- (2) 受託者は、あらかじめ当協議会の承諾を得た場合を除き、本件委託業務を第三者に再委託することはできません。
- (3) 受託者は、当協議会が委託業務の着手後に委託業務の内容の変更を申し入れる場合を除き、契約金額の増額変更を求めることはできません。

7 その他（注意事項等）

- (1) 本件企画提案コンペへの応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。
- (3) 提出のあった応募書類は、返却しません。
- (4) 応募書類提出後の内容変更は、原則として認めません。
- (5) 当協議会は、応募書類を本件企画提案コンペの審査のためのみに使用するものとし、他の用途に使用しません。また、応募書類は、非公開とします。
- (6) 以下の各項に該当する場合、当該応募者を失格とします。
 - ア 応募書類が募集要項の規定に適合しないとき
 - イ 応募書類に虚偽の記載があったとき
 - ウ 応募者の提示した契約希望金額が契約予定額の上限を超えるとき
 - エ プレゼンテーション審査を欠席し、又は開始時間に遅刻したとき
 - オ 応募者が、当協議会事務局を経由しないで、当協議会関係者に対して本件企画提案コンペに関する照会をしたとき
 - カ 応募者が、当協議会関係者に対して本件企画提案コンペに対する援助を求めたとき
 - キ オ及びカのほか、本件企画提案コンペの実施に関して、応募者の責により公正な審査に支障をきたす事態が生じた場合
- (7) 応募者は、審査の結果について異議を申し立てることができません。

（参考）スケジュール

日 程	項 目
平成30年 8月30日（木）	公募開始
9月19日（水）	企画提案コンペ参加届提出締切(応募書類Ⅰ)
9月20日（木）	企画提案コンペ説明会
10月10日（水）	企画提案コンペ審査会書類提出締切(応募書類Ⅱ)
10月15日（月）	プレゼンテーション審査
10月25日（木）	プレゼンテーション審査結果通知
平成31年 3月15日（金）	納品